

八王子市精密健康診査実施要綱

平成 21 年 4 月 1 日施行

平成 23 年 10 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和元年 5 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市において実施する妊婦健康診査、乳児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査等の結果、診断の確定のため精密健康診査を要する者について、専門的な診断のできる医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び児童相談所の協力を経て精密健康診査を行い、もってこれらの健康診査の充実強化を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 八王子市内に住所を有し、次の健康診査において、診断の確定のための精密健康診査を行う必要があると判断されたものとする。

種別	対象者	交付対象年齢
妊婦	医療機関での健康診査	—————
乳児	本市において実施する乳児健康診査 又は医療機関での乳児健康診査 本市において実施する新生児聴覚検査 東京都において実施する先天性代謝異常検査	満 1 歳未満
1 歳 6 か月児	本市において実施する 1 歳 6 か月児健康診査	満 2 歳未満
3 歳児	本市において実施する 3 歳児健康診査	満 4 歳未満

(実施機関)

第 3 条 精密健康診査は、次の機関において実施する。

1 市長が委託契約を締結した専門医療機関

- 2 公益社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入し、本事業に協力する専門医療機関
- 3 児童相談所（精神発達遅滞、情緒障害等に関する場合に限る。）

（委託契約の締結）

第 4 条 市長は、八王子市医師会及び個別医療機関の長と委託契約を締結し、精密健康診査を実施する。

（精密健康診査の範囲）

第 5 条 診断確定に必要な検査等で、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定方法」という。）に掲げる範囲で、入院を要する検査を除いたものとする。ただし、妊婦精密健康診査については、妊娠に起因する疾病に関するものに限る。

（受診票の交付及び再交付）

第 6 条 精密健康診査を受診しようとする者又はその保護者は、精密健康診査受診票交付・再交付申請書（第 1 号様式）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を審査し、適当と認めたときは、精密健康診査受診票（第 2 号様式 妊婦・乳児・1 歳 6 か月児・3 歳児用）を交付する。

また、3 歳児の視力検診の場合は、精密健康診査受診票（第 3 号様式 3 歳児視力用）を、3 歳児の聴覚検診の場合は、精密健康診査受診票（第 4 号様式 3 歳児聴覚用）を交付する。

また、新生児聴覚検査で精密健康診査を要すると判断された場合は、精密健康診査受診票（第 5 号様式 新生児聴覚用）を交付する。（以下「受診票」という。）。

- 3 受診票は、甲乙丙の 3 枚複写とし、市長は、甲票及び乙票を交付する。

甲票・・・・・・・・医療機関等依頼兼医療機関等控用

乙票・・・・・・・・結果通知用

丙票・・・・・・・・区市町村発行控用

- 4 市長は、受診票に別表 1 で定める負担者番号及び別表 2 で定める受給者番号を記入して交付するものとする。
- 5 同時に 2 以上の疾病に係る診断の確定について精密健康診査を依頼する場合は、各診療科ごとに受診票を交付する。ただし、妊婦精密健康診査を除く。
- 6 本市において実施する新生児聴覚検査の結果、精密健康診査を要すると判断された場合、精密健康診査受診票交付・再交付申請書により、市長に再交付を申請できるものとする。
- 7 東京都の実施する先天性代謝異常等検査の結果、精密健康診査を要すると診断された場合、精密健康診査受診票交付・再交付申請書により、市長に再交付を申請できるものとする。
- 8 受診票の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、受診票を紛失又はき損した場合、精密健康診査受診票交付・再交付申請書により、市長に申請できるものとする。

（受診票の有効期間及び交付回数）

第 7 条 受診票の有効期間及び交付回数は、次のとおりとする。

種別	有効期間	交付回数
妊婦	診断が確定するまでの期間とする。ただし、 初診は交付日を含めて 1 か月以内に受診するものとする。	1 回
乳児		2 回以内
1 歳 6 か月児		制限なし
3 歳児		

（受診票の提示）

第 8 条 被交付者が、実施機関において精密健康診査を受けようとするときは、被保険者証とともに受診票を提出するものとする。

（精密健康診査の実施及び結果の通知）

第 9 条 実施医療機関は、受診票により精密健康診査を実施する。診断が確定したときは、所見、今後の処置等を記入し、速やかに乙票を市長に提出する。

（精密健康診査の公費負担額）

第 10 条 市長が負担する精密健康診査の額は、算定方法の例により算定

した額から、健康保険法等の保険者が負担すべき額を控除した額とする。

(精密健康診査費の請求)

第 11 条 専門医療機関は、被交付者に対し精密健康診査を行ったときは、当該健診月の翌月 10 日までに、次により精密健康診査費を市長に請求するものとする。

1 国民健康保険診療分

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年 8 月 2 日厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）による診療報酬請求書及び診療報酬明細書を東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

2 医療保険診療分

省令による診療報酬請求書及び診療報酬明細書を社会保険診療報酬支払基金東京支部（以下「基金」という。）に提出する。

(健康診査委託料等の審査及び支払)

第 12 条 市長は、次に掲げる精密健康診査費等の審査支払に関する事務を保険種別に基づき連合会及び基金に委託して行うものとする。

1 精密健康診査費

市長は、前条各号の規定による請求書等を受理し、その過誤を調査し適当と認めるときは、保険種別に基づき連合会及び基金を通じて、専門医療機関にその旨を通知し支払うものとする。

なお、支払後、過誤等が確認された場合は、保健種別に基づき連合会及び基金を通じて、当該過誤額を通知するとともに、精算処理するものとする。

2 審査手数料・事務費

市長は、この制度の実施に伴い、連合会及び基金を通じて審査手数料・事務費を支払うものとする。

(事後措置)

第 13 条 市長は、精密健康診査の結果を母子保健管理票に記録するとともに、引き続き指導を要する者については適切な措置を講ずるものとする。

する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。